

指定鉱害防止事業機関に対する報告徴収について

関東東北産業保安監督部は、管内の指定鉱害防止事業機関（以下指定機関）である公益財団法人資源環境センターに対し、鉱害防止業務の実施について不適切な事例を確認したため、原因究明、再発防止対策の実施について金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号。以下「法」という。）第36条第2項の規定に基づき、報告を求めました。

1. 関東東北産業保安監督部管内において、法第13条第1項の規定に基づき、鉱害防止業務を行っている指定機関公益財団法人資源環境センターにおいて、法第21条第1項の規定に基づく業務規程に反する事実及び法第29条第1項の規定に基づく帳簿に記載すべき事項の一部について、事実と異なる記載があることが判明しました。
2. 本件に鑑み、関東東北産業保安監督部は指定機関公益財団法人資源環境センターに対し、当該事象について原因究明を行うとともに再発防止対策を策定し、12月9日までに報告するよう指示しました。

（本件に関する問合せ先）

関東東北産業保安監督部鉱害防止課

鉱害防止課長：平田

担当：井上、福田

電話：048-600-0448